

## 令和6年度から義務化されたものについて

項目	内容		定期巡回	密着デイ	認知デイ	小多機	GH	密着特養	看多機
感染症の予防及びまん延防止	委員会の開催	(6月に1回以上)	○	○	○	○	○		○
		(3月に1回以上)						○	
	指針の整備		○	○	○	○	○	○	○
	研修&訓練	(年に1回以上)	○	○	○	○			○
(年に2回以上)						○	○		
業務継続計画	計画の策定、計画の見直し		○※1	○※2	○※2	○※2	○※2	○※2	○※2
	研修&訓練	(年に1回以上)	○※1	○※2	○※2	○※2			○※2
		(年に2回以上)					○※2	○※2	
認知症基礎研修	受講		○	○	○	○	○	○	
虐待の防止	委員会の開催(定期的に)、指針の整備、担当者の配置		○	○	○	○	○	○	○
	研修	(年に1回以上)	○	○	○	○			○
		(年に2回以上)					○	○	
	運営規程に記載		○	○	○	○	○	○	○
口腔衛生管理	口腔衛生管理の基本サービス化							○	
栄養管理	状態に応じ計画的に栄養管理を行う							○	

### 【紫該当項目】

#### 減算対象

業務継続計画：事実が生じた月の翌月から解消月まで所定単位数減算（令和6年4月から解消月まで）

虐待の防止：事実が生じた月の翌月から解消月まで所定単位数減算（ただちに改善計画を提出し、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで減算は継続するため、最低でも3か月間は減算が適用される）

※1：減算はR7.4.1～

※2：感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は減算はR7.3.31まで算定しない